木材産業等高度化推進資金の内容及び貸付条件

資金の 種 類		資 金 内 容	貸 付 条 件						
			貸付限度額	協調倍率	対象	対象者		貸 付 利 率	
1=						保証なし	保証付き	(据置期間)	
		①素材生産を行うのに必要な資金であって、施		4倍	以下に掲げる者を除く	者	短期運転資金	短期運転資金	短期運転資金
	生産				①選定経営体		年1.65%	年1.25%	1年以内
	等促				②単独事業体のうち、	大規模事業体及び	F Hovertown A	E HOVE #1 VA A	
	進資金	現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。	10,000 エカメートル以上) (素材の年平均引取量		中規模事業体		長期運転資金 年1.75%	長期運転資金 年1.35%	長期運転資金 5年以内
	亚		(条例の中平均引取里 15,000立方メートル以上)				+1. 75%	十1. 33%	(据置期間3
		②素材の引取りを行うのに必要な資金であって							カ月以上1年
		、素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市							以内)
		場における決済資金等を含む。)及び素材の							3.1.47
		引取りに必要な輸送費	(素材の年平均引取量						
		③木材製品の引取りを行うのに必要な資金であ	30,000立方メートル以上)	3倍	①選定経営体			短期運転資金	
		って、製材等の購入代金(前渡金、予約金、			②単独事業体のうち、	中規模事業体	年1.55%	年1.15%	
		木材市場における決済資金等を含む。)及び			③単独事業体以外		E Herverte VA		
事業			特認 5 億円					長期運転資金	
経営		④素材等の加工を行うのに必要な資金であっ		2倍	①選定経営体		年1.65% 短期運転資金	年1.25% 短期運転資金	
改善	1	て、作業労賃、電力費、燃料費及びその他の 木材を加工するのに必要な資金(素材又は製			②大規模事業体			年0.95%	
合理		材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)	50,000亚万万十十八亿五)				71. 0070	-0. 5070	
化資		初寺の榊八八並及し秋九 自在員を励べ。)					長期運転資金	長期運転資金	
金								年1.05%	
	新規	①素材の引取りを行うのに必要な資金であっ	1億円	2倍	全ての貸付対象者		短期運転資金	短期運転資金	
	需要						年1.35%	年0.95%	
	創出								
	資金							長期運転資金	
		②木材製品の引取りを行うのに必要な資金であ					年1.45%	年1.05%	
		って、製材等の購入代金(前渡金、予約金、							
		木材市場における決済資金等を含む。) 及び 製材等の引取りに必要な輸送費							
		③素材等の加工を行うのに必要な資金であっ							
		て、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材							
		を加工するのに必要な資金(素材又は製材等							
		の購入代金及び販売・管理費を除く。)							

V/55 A		貸付条件					
資金の種 類	資 金 内 容	伐县四亩蜡	協調倍率		貸付	利 率	償還期限
性 類		貸付限度額	協調倍率	対象者	保証なし	保証付き	(据置期間)
木	①木材の加工を行うのに必要な資金であって、		2倍	全ての貸付対象者	短期運転資金	短期運転資金	短期運転資金
材	作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加				年1.35%	年0.95%	1年以内
高	工するのに必要な資金並びに原材料となる素	1 T					
度	材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場に				長期運転資金		長期運転資金
加 工	おける決済資金等を含む。)及び素材の引取				年1.45%	年1.05%	5年以内
資	りに必要な輸送費(JAS無垢材に係るもの						(据置期間3
金	に限る。) ②素材生産を行うのに必要な資金であって、立						カ月以上1年 以内)
	木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)、						DAP1)
	素材生産を行うための作業現場から最終土場						
	までの素材生産実施費用(作業道の開設又は						
	改良に必要な費用を含む。)及び輸送費						
	③素材又は木材製品の引取り及び素材又は木材						
	製品の加工を行うのに必要な資金であって、						
	素材又は木材製品の購入代金(前渡金、予約						
	金、木材市場における決済資金等を含む。)						
	、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の						
	加工を行うために飛鳥な作業労賃、電力費、						
	燃料費その他素材等を加工するために必要な						
1.1.246 1.1.2	資金	- 1 - 1 - 1	4 (-)-	A = 42/11/11/71-44	/ → 14π v= + → 1/2 A	/=#u^=+->/= ∧	1 → 14n v → 1 → 1/4 ∧
	(1) 造林に必要な資金であって、作業労賃、苗木	5 十万円	4倍	全ての貸付対象者	短期運転資金		短期運転資金
改善 高原	だ 代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託 要 費	特認1億5千万円			年1.65%	年1.25%	1年以内
	▼ □ 項 隹②素材生産を請け負わせるのに必要な資金であ				長期運転資金	長期運転資金	長期運転資金
	・ つて、素材生産に係る請負契約に基づく前渡				年1.75%		5年以内
金	金及び中間払い金並びに当該請負契約を行う				+1. 70 70	+1. 00 /0	(据置期間1
	ために必要となる作業労賃						年以内)
伐扎	※①素材生産を行うのに必要な資金であって、立	1億円	3倍	選定経営体を除く者	短期運転資金	短期運転資金	1
• ਮੁੱ					年1.55%	年1.15%	
林-	素材生産を行うための作業現場から最終土場	(素材の年平均生産量					
貫作		10,000立方メートル以上)			長期運転資金	長期運転資金	
業担					年1.65%	年1.25%	
1 1	②造林を行うのに必要な資金であって、作業労						
金	賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、		2倍	選定経営体	短期運転資金	短期運転資金	-
	作業委託費		410		年1.35%	年0.95%	
					F1. 0070	7.0. 5.070	
					長期運転資金	長期運転資金	
						年1.05%	

ν/ ω Λ −		貸付条件					
資金の	資 金 内 容			貸付	利 率	償還期限	
種類		貸付限度額	協調倍率	対象者	保証なし	保証付き	(据置期間)
木	①素材生産を行うのに必要な資金であって、施	3億円	2倍	木材安定供給確保事業計画の認定を受け	短期運転資金	短期運転資金	短期運転資金
材	業集約化費用、立木購入代金(前渡金、予約	特認4億円		た次に掲げる者	年1.35%	年0.95%	1年以内
安	金等を含む。)、管理経営法第8条の14条第			①森林所有者等(左記①、③の資金に限			
定	4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を	木材製品の販売価格が協定		る。)	長期運転資金	長期運転資金	長期運転資金
供	行うための作業現場から最終土場までの素材	等締結時から5パーセント		②木材利用事業者等(左記②、③の資金	年1.45%	年1.05%	5年以内
給	生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要	以上低下しており、かつ、		に限る。)			(据置期間1
資 金	な費用を含む。)及び作業委託費	当面の間、当該価格が協定		③木材卸売業を営む者、木材市場を開設			年以内)
蚕	なお、管理経営法第8条の5第3項に基づ	等締結時の価格まで 回復		する者又はその組織する団体(左記③			
	く権利設定料を含む。	しないと見込まれる場合に		の資金に限る。)			
	②素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必			④木材の輸送を業として行う者(左記③			
	要な資金であって、素材の購入代金(前渡金	適切に行われると認められ		、④の資金に限る。)			
	、予約金、木材市場における決済資金等を含	ること)		⑤木材製品利用事業者等(左記③、⑤の			
	む。)、素材の引取りに必要な輸送費及び素			資金に限る。)			
	材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力						
	費、燃料費その他の素材等を加工するのに必						
	要な資金						
	③素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に						
	係るコーディネートを行うのに必要な資金で						
	あって、次に掲げるもの。						
	ア 素材又は木材製品の引取りを行うのに必						
	要な資金であって、素材又は木材製品の購						
	入代金(前渡金、予約金、木材市場におけ						
	る決済資金等を含む。)及び素材又は木材						
	製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委						
	託費						
	イ 木材の流通に係るコーディネートを行う						
	のに必要な資金であって、ICTを活用し						
	たデータベース整備費用等及び作業委託費						
	④素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資						
	金であって、輸送を行うための作業労賃、燃						
	料費、機械・車両の使用料及び維持費用						
	⑤木材製品利用事業を行うのに必要な資金であ						
	って、木材製品の購入代金(前渡金、予約金						
	、木材市場における決済資金等を含む。)、						
	木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品						
	の加工又は利用するための作業労賃、電力費						
	、燃料費その他の木材製品を加工又は利用す						
	るのに必要な資金						

注:貸付利率における保証付きの利率は債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用される。